

2026(R8)年度



浜松市

学習成果活用事業

自分で講座の講師をしてみたい、
講座や教室を企画・運営してみたい方を募集します！

「学習成果活用事業」とは、市民の皆さんが主体となって講座や教室を企画・運営する事業です。ご自身の知識や技術・技能等を周りの人に伝えたり、地域の課題解決のために生かしたりすることができます。

浜松市は、学びの成果を自立的・持続的に生かす仕組みをつくり、市民の皆さんの夢や学びを育てるお手伝いをします。

応募資格

- 浜松市の生涯学習活動の担い手を育成するため、以下を対象とします。
 - ・市内で活動する個人及び団体
 - ・今後、市内で活動していく意思のある個人及び団体
- 同一個人及び同一団体による提案は、当該年度につき一回に限ります。
- 浜松市の主催事業として開催するため、以下の内容は実施できないのでご注意ください。また、公平性・中立性を保つ内容であるようご配慮ください。
 - × 営利活動（宣伝等を含む）を目的とした内容
 - × 特定の政党や宗教を支持、宣伝普及することを目的とした内容
 - × 公共の秩序や健全な風俗等に反する内容
 - × 公共の福祉を害する内容

応募方法

「学習成果活用事業申請書」、「事業提案書兼申込書」に記入し、実施を希望する生涯学習施設の窓口へ提出してください。提出時に、必要経費等について職員がヒアリングさせていただきます。

※学習成果活用事業申請書及び事業提案書兼申込書は、市ホームページからダウンロードするか、生涯学習施設の窓口でお受け取りください。

採択通知

各生涯学習施設の実態やニーズ、募集の状況に応じて採択する事業を決定します。

6月19日(金)までに、応募された個人・団体に採否をご連絡いたします。

※採用する事業数や規模等は予算の範囲内となります。予算の都合上、ご期待に応えられない場合もございますので、ご了承ください。

申込期間

2026(R8)年4月15日(水)～5月20日(水)
問合せ：高台協働センター 472-1468